

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
平成26年度 総括・分担研究報告書

・ 分担研究報告

1. 保健師のこども虐待ボーダーライン事例支援数 平成25年度

小笹美子（研究代表者） 島根大学医学部看護学科 地域看護学

研究要旨

こども虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行うために行政機関の保健師が支援しているこども虐待ボーダーライン事例数を明らかにすることを目的とし、13都道府県の保健師を対象に郵送による自記式質問紙調査を行った。800名（回収率42.8%）から回答を得た。

保健師の8割はこども虐待事例支援の経験があり、ほぼ同数の保健師にネグレクト事例の経験があった。平均事例経験数は14.6事例で、1～4事例が31.3%、5～9事例が15.5%、10～19事例が16.8%、20事例以上が14.9%であった。保健師は母親に経済的困窮、精神疾患未治療、知的障害、育児支援者がいない、実家と不仲である、被虐待経験がある、などの生活や健康に関する問題を持つ母子事例への育児支援を行っていた。

平成25年度にこども虐待事例の支援を経験した保健師は全体の5割であった。1年間に支援した事例数は1～28事例で、平均支援事例数は8事例で、そのうち新規事例が3事例であった。

A 研究目的

我々が実施したこども未来財団の平成23年度調査研究事業「こども虐待ボーダーライン事例支援の経時的変遷に関する研究」(1-3)の保健師が何らかの支援を行った事例では、転入転出の事例が42%、母親に精神疾患がある事例が19%、知的障害のある事例が15%、生活保護を受給している事例が

33%であった。また、保健師は、育児困難事例に対する支援に不安や戸惑いを持っていることが明らかになった(2-3)。

今回、こども虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行うために行政機関の保健師が支援しているこども虐待ボーダーライン事例数を明らかにすることを目的とした。

B 研究方法

(1) 調査期間：平成 26 年 9 月から 12 月である。

(2) 対象者：沖縄県、福岡県、佐賀県、岡山県、島根県、徳島県、兵庫県、三重県、富山県、静岡県、東京都（23 区を除く）、秋田県、北海道の市町村、保健所 210 か所の保健師 1,868 名であった。

(3) 調査方法：郵送による自記式質問紙調査とした。

(4) 調査内容：基本属性(性、年齢、経験年数、他)、こども虐待に遭遇した経験の有無と頻度(虐待背景別の経験事例数)、H25 年度のこども虐待の支援ケース数(新規、継続) 等であった。

(5) 分析方法：統計解析ソフトを用いて記述疫学分析を行った。

(6) 倫理的配慮：自記式質問紙調査時に対象者に研究目的、方法、研究参加の自由、回答を拒否する権利があること、回答が困難な質問には回答しなくてもよいことなどを調査票に同封する文書で説明し、対象者が自己意志に基づいて研究協力を判断するための情報を提供した。本研究者と対象者の間には利害関係は存在しない。

なお本調査は島根大学医学部の倫理審査委員会の承認後に実施した。

## C 研究結果

調査票の回収数は 800 名、回収率は 42.8%であった。

こども虐待への関心があるものが 98.1%、こども虐待を疑う母子の事例を経験したものは 83.0%、ネグレクトの母子事例を経験したものは 78.5%であった。

こども虐待事例支援経験数は表 1 の通りであった。支援事例数の平均は  $14.6 \pm 76.7$  事例、中央値は 5 事例、最少が 0 事例、最

大が 600 事例であった。支援経験なしが 9.9%、1 事例が 7.5%、2 事例が 10.5%、3 事例が 9.8%、4 事例が 3.5%、5～9 事例が 15.5%、10～19 事例が 16.8%、20 事例以上が 14.9%であった。1 事例以上経験のある保健師は 627 名、78.4%であった。

平成 25 年度のこども虐待事例支援数は表 2 の通りである。平成 25 年度にこども虐待事例支援の経験があったものは 47.1%であった。25 年度の平均支援数は 8.3 事例、中央値は 3 事例であった。新規事例は 3.3 事例、継続事例は 4.4 事例であった。H25 年度に支援している事例の平均支援年数は  $4.0 \text{ 年} \pm 2.0$ 、中央値は 3 年、最長は 15 年であった。

医療機関から依頼を受けた事例が 1.9 事例、児童相談所に通告・連絡をした事例が 2.5 事例であった。経済的困窮がある事例が 2.3 事例、母親に精神疾患のある事例が 2.3 事例、母親に被虐待歴がある事例が 2.1 事例、母親に知的障害がある事例が 1.8 事例、転入事例が 1.5 事例であった。

ネグレクト事例への支援については表 3 の通りである。ネグレクト事例への支援経験があるものは 78.5%であった。新生児訪問や乳児全戸訪問でネグレクト事例にかかわったものは 37.9%であった。

今まで支援したネグレクト事例や育児困難事例の母親支援経験については、生活困窮の事例経験が 69.6%、育児支援者がいない事例経験が 67.3%、精神疾患未治療の事例経験が 62.1%、知的障害がある事例経験が 60.8%、実家と不仲の事例経験が 52.1%、被虐待経験の事例経験が 49.1%、転居が多い事例経験が 34.3%であった。

## D 考察

保健師の8割以上に子ども虐待事例支援経験があった。保健師の1年間の子ども虐待事例支援経験数は平均で8.3事例、中央値は3事例であり、担当している業務により支援数に違いがあると考えられる。

子ども虐待の背景には養育者である母親の生活や健康問題が存在すると報告されている4)ように、本研究の保健師は経済的困窮、精神疾患、知的障害、被虐待により生活や健康に問題を抱える母親への支援を行っていた。保健師が支援を行っている子ども虐待ボーダーライン事例の半数以上が母親に生活や健康の問題がある事例であった。

保健師による母親への育児支援は子ども虐待予防にかかわる支援であると同時に母親の健康問題の改善を目指す支援になっていると考えられる。

#### E 結論

1) 保健師の子ども虐待事例支援経験数は、平均15事例で、1年間に支援する事例は平均8事例でそのうち新規の事例が3事例であった。

2) 保健師は経済的困窮、育児支援者がいない、精神疾患未治療、知的障害がある、実家と不仲である、被虐待経験がある母親の育児を支援していた。

#### F 健康危機情報

特になし

#### G 研究発表

平成26年度は該当なし

#### 研究協力者

吉永一彦(福岡大学医学部社会医学系総合研究室・講師)、外間知香子(琉球大学医学部保健学科・助教)、鎌田久美子(福岡県糸島保健福祉事務所・副所長)、中牟田静子(佐

賀市・参事)山口のり子(田川市・係長)、南里真美(小城市・係長)

#### 引用文献

1) 小笹美子, 斉藤ひさ子, 長弘千恵・子ども虐待ボーダーライン事例支援の経時的変遷に関する研究・子ども未来財団平成23年度児童関連サービス調査研究事業報告書・(2012)

2) 小笹美子, 長弘千恵, 斉藤ひさ子, 外間知香子, 屋比久加奈子, 當山裕子・保健師が支援を行っている子ども虐待ボーダーライン事例の特徴・第71回日本公衆衛生学会総会・(2012)

3) 小笹美子, 長弘千恵, 斉藤ひさ子・子ども虐待に対する保健師の支援 事例経験による検討・日本看護学会論文集地域看護・42号・46-49・(2012)

4) 小林美智子・子どもを護る母子保健の現状と課題 子どもを護る観点から・公衆衛生75(3)・187-196・(2011)

表 1 支援事例数 N=800

支援経験数		人	%
事例支援経験なし		79	9.9
事例支援有	1 事例	60	7.5
	2 事例	84	10.5
	3 事例	78	9.8
	4 事例	28	3.5
	5 事例	77	9.6
	6～9 事例	47	5.9
	10～19 事例	134	16.8
	20～29 事例	49	6.1
	30～99 事例	50	6.3
	100 事例以上	20	2.5
未記入		94	11.8

表 2 平成 25 年度の子ども虐待支援事例数 N=377

		平均値	標準偏差	中央値	最大値
年間 件数	支援経験数	8.3	27.7	3	280
	再掲 新規事例	3.3	11.2	2	180
	再掲 継続事例	4.4	10.0	2	110
依頼	医療機関からの依頼事例	1.9	2.4	1	25
	児童相談所に通告・連絡事例	2.5	3.0	2	25
背景	母親が精神疾患	2.3	2.2	1	12
	経済的困窮事例	2.3	2.6	1	30
	母親が被虐待	2.1	2.2	1	20
	母親が知的障害	1.8	1.8	1	20
	転入事例	1.5	1.0	1	10
平均支援期間		3.6	2.0	3	15

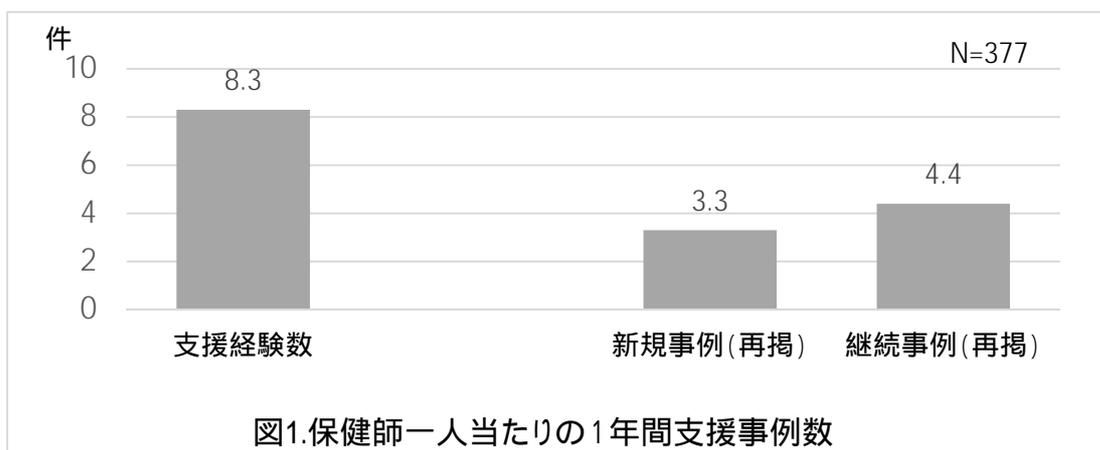


表 3 ネグレクト事例の支援について N=800

	人	%
ネグレクト事例の支援経験あり	628	78.5
支援経験		
新生児訪問、乳児全戸訪問でネグレクト事例の経験あり	303	37.9
支援事例の母親の背景		
生活困窮	557	69.6
育児支援者がいない	538	67.3
精神疾患未治療	497	62.1
知的障害あり	486	60.8
実家と不仲	417	52.1
被虐待経験がある	393	49.1
転居が多い	274	34.3
その他	119	14.9

## 2. こども虐待支援事例の把握と連携

小笹美子（研究代表者） 島根大学医学部看護学科 地域看護学

### 研究要旨

こども虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行うために保健師によるこども虐待ボーダーライン事例支援時の連携機関を明らかにすることを目的に、13 都道県の保健師を対象に郵送による自記式質問紙調査を行った。800 名（回収率 42.8%）から回答を得た。

こども虐待事例(含む疑い)を把握する契機は複数回答で関係機関からの依頼が 72%で最も多かった。保健師が行う事例支援で連携をとったことのある関係機関は多いものから児童相談所が 76%、保育園が 64%、医療機関が 60%で、民生児童委員、小学校、福祉事務所、警察など多岐にわたっていた。紹介を受けた関係機関と支援の情報交換を行っている保健師は 87%であった。

また、家庭児童相談員と同行訪問を行うものは 55%、母子の事例を複数で訪問するものは 85%であり、関係機関と連携して支援を行っていた。

## A 研究目的

こども虐待事例(含む疑い)に対する支援は要保護児童対策地域会議等で情報の共有と協働で支援を行うことが必要である。私たちが平成 22 年度に保健師を対象に行った調査研究ではこども虐待を疑ったときに児童相談所に通報・連絡をしている保健師は 84.5%、他の保健師に児童相談所への通報・連絡をすすめた保健師は 50.8%であった<sup>1-3</sup>。保健師がこども虐待ボーダーライン事例を支援するために行っている関係機関との連携の現状を明らかにすることを目的とした。

## B 研究方法

(1) 調査期間：平成 26 年 9 月から 12 月である。

(2) 対象者：沖縄県、福岡県、佐賀県、岡山県、島根県、徳島県、兵庫県、三重県、富山県、静岡県、東京都(23 区を除く)、秋田県、北海道の市町村、保健所 210 か所の保健師 1,868 名であった。

(3) 調査方法：郵送による自記式質問紙調査であった。

(4) 調査内容：基本属性(性、年齢、経験年数、他)、支援によってこども虐待が予防できることの認識、こども虐待事例の把握方法、こども虐待事例支援で連携をとった機関、等であった。

(5) 分析方法：統計解析ソフトを用いて記述疫学分析を行った。

(6) 倫理的配慮：自記式質問紙調査時に対象者に研究目的、方法、研究参加の自由、回答を拒否する権利があること、回答が困難な質問には回答しなくてもよいこと、などを調査票に同封する文書で説明し、対象者が自己意志に基づいて研究協力を判断するための情報を提供した。本研究者と対象者の間には利害関係は存在しない。

なお本調査は島根大学医学部の倫理審査委員会の承認後に実施した。

## C 研究結果

子ども虐待ボーダーライン事例を保健師が把握する契機は、表 1 の通りである。複数回答で、関係機関からの依頼が最も多く 72%、医療機関からの依頼が 53%、1 歳 6 か月健診等の乳幼児健診からが 45%前後であった。妊娠届・母子手帳交付時は 44%、こにちは赤ちゃんの乳児全戸訪問と新生児訪問はそ

れぞれ 40%であった。

事例支援で連携している機関は、児童相談所が 76%、保育園が 64%、医療機関が 60%、市町村が 47%、民生児童委員が 43%、庁内の関係部署が 43%、小学校が 42%、福祉事務所が 41%、家庭児童相談室が 41%、保健所が 38%、警察が 30%であった。

保健師の支援方法については、事例の紹介を受けた関係機関と支援についての情報交換を行っているが 87%、家庭児童相談員と同行訪問をするが 55%、複数で母子の事例を訪問するが 85%、支援事例の小学校に入学時に保護者の学校での相談に同行するが 16%であった。

## D 考察

こども虐待ボーダーライン事例の把握契機は複数回答で関係機関や母子保健事業からが多く、医療機関からの依頼は 5 割を超えていた。保健師は母子手帳交付、乳幼児健診などの母子保健事業から気にかかる事例に気づき、支援を開始しているためと考えられる。また、医療機関と連携をとった保健師は 6 割を超えていた。このことは、保健師は医療機関と連携・協働することによって事例の支援を行っていると考えられる。

保健師は複数で家庭訪問を行ったり家庭児童相談員と同行訪問を行っていたことから、気にかかった事例を単独で支援するのではなく、児童相談所、保育園、民生委員、福祉事務所、家庭児童相談室などと連携をとりながら支援を行っていると考えられる。

また、小学校とは 4 割、中学校とは 2 割の保健師が連携をとっていた。このことは、乳幼児期に把握した事例を継続して支援している可能性やきょうだいを含めた支援を行っている可能性が考えられる。

紹介を受けた機関と支援の情報交換を行っている保健師は 8 割以上であり、こども虐待ボーダーライン事例の支援を関係機関と協働で行っていると考えられる。

## E 結論

1. 保健師はこども虐待事例(含む疑い)を関係機関や母子保健事業から把握していた。
2. 保健師は事例の支援を行うために児童相談所、保育園、医療機関等と連携をしていた。
3. 保健師は母子事例を複数で家庭訪問したり家庭児童相談員と同行訪問するなど複数の

支援者で支援を行っていた。

F 健康危険情報

特になし

G 研究発表

平成 26 年度は該当なし

研究協力者

吉永一彦（福岡大学医学部社会医学系総合研究室・講師）、外間知香子（琉球大学医学部保健学科・助教）、鎌田久美子（福岡県糸島保健福祉事務所・副所長）、中牟田静子（佐賀市・参事）、山口のり子（田川市・係長）、南里真美（小城市・係長）

引用文献

- 1) 小笹美子，長弘千恵，斉藤ひさ子，他・こども虐待を予防するための保健師と児童相談所との連携・第 37 回日本看護研究学会・(2011)
- 2) 小笹美子，斉藤ひさ子，長弘千恵・保健師のこども虐待にかかわる頻度と対応に関する研究・子ども未来財団平成 22 年度児童関連サービス調査研究事業報告書・(2011)
- 3) 小笹美子，長弘千恵，斉藤ひさ子行政機関の保健師がこども虐待事例支援に関わった経験と児童相談所への連絡の状況と課題・小児保健研究・73(1) 81-87・2014

表1 支援事例の把握契機 N=800

把握機関	人	%
関係機関からの依頼	572	71.5
医療機関からの依頼	444	55.5
1歳6か月児健診	375	46.9
3歳児健診	374	46.8
住民からの連絡	372	46.5
乳児健診	355	44.4
妊娠届・母子手帳交付時	348	43.5
乳児全戸訪問	317	39.6
新生児訪問	316	39.5
福祉事務所からの依頼	207	25.9
出生届時	111	13.9
未熟児養育医療申請時	51	6.4
小児慢性疾患申請時	26	4.5
その他	113	14.1

表2 支援事例の連携機関 N=800

連携機関	人	%
児童相談所	607	75.9
保育園	512	64.0
医療機関	482	60.3
市町村	382	47.8
民生児童委員	347	43.4
庁内の関係部署	344	43.0
小学校	335	41.9
福祉事務所	330	41.3
家庭児童相談室(課)	327	40.9
保健所	305	38.1
警察	238	29.8
幼稚園	221	27.6
中学校	175	21.9
母子保健推進員	110	13.8
婦人相談所	88	11.0
他	38	4.8

表3 関係機関との協働支援 N=800

	人	%
紹介を受けた機関と支援の情報交換を行う	693	86.6
家庭児童相談員と訪問をする	442	55.3
母子の事例訪問を複数で行う	682	85.3
事例の入学時に保護者の相談に同行する	125	15.6